

介護老人保健施設 三楽園 <認知症専門棟> 利用料一覧:強化型【1】

令和6年8月1日現在

介護度	居室	負担 限度額	介護保険一部負担(単価)				介護保険外負担		介護保険 1割負担		介護保険 2割負担		介護保険 3割負担	
			施設 サービス 費	夜勤職員 配置加算	サービス 提供 体制 強化 加算 I	認知症 ケア加算	居住費	食費	合計 (1日)	合計 (30日間)	合計 (1日)	合計 (30日間)	合計 (1日)	合計 (30日間)
要介護 1	個室	第2段階	788	24	22	76	550	390	1,850	55,500				
		第3段階①					1,370	650	2,930	87,900				
		第3段階②					1,370	1,360	3,640	109,200				
		第4段階					1,728	1,680	4,318	129,540				
	多床室	第1段階	871				0	300	1,293	38,790				
		第2段階					430	390	1,813	54,390				
		第3段階①					430	650	2,073	62,190				
		第3段階②					430	1,360	2,783	83,490				
		第4段階					500	1,680	3,173	95,190				
要介護 2	個室	第2段階	863	24	22	76	550	390	1,925	57,750				
		第3段階①					1,370	650	3,005	90,150				
		第3段階②					1,370	1,360	3,715	111,450				
		第4段階					1,728	1,680	4,393	131,790				
	多床室	第1段階	947				0	300	1,369	41,070				
		第2段階					430	390	1,889	56,670				
		第3段階①					430	650	2,149	64,470				
		第3段階②					430	1,360	2,859	85,770				
		第4段階					500	1,680	3,249	97,470				
要介護 3	個室	第2段階	928	24	22	76	550	390	1,990	59,700				
		第3段階①					1,370	650	3,070	92,100				
		第3段階②					1,370	1,360	3,780	113,400				
		第4段階					1,728	1,680	4,458	133,740				
	多床室	第1段階	1,014				0	300	1,436	43,080				
		第2段階					430	390	1,956	58,680				
		第3段階①					430	650	2,216	66,480				
		第3段階②					430	1,360	2,926	87,780				
		第4段階					500	1,680	3,316	99,480				
要介護 4	個室	第2段階	985	24	22	76	550	390	2,047	61,410				
		第3段階①					1,370	650	3,127	93,810				
		第3段階②					1,370	1,360	3,837	115,110				
		第4段階					1,728	1,680	4,515	135,450				
	多床室	第1段階	1,072				0	300	1,494	44,820				
		第2段階					430	390	2,014	60,420				
		第3段階①					430	650	2,274	68,220				
		第3段階②					430	1,360	2,984	89,520				
		第4段階					500	1,680	3,374	101,220				
要介護 5	個室	第2段階	1,040	24	22	76	550	390	2,102	63,060				
		第3段階①					1,370	650	3,182	95,460				
		第3段階②					1,370	1,360	3,892	116,760				
		第4段階					1,728	1,680	4,570	137,100				
	多床室	第1段階	1,125				0	300	1,547	46,410				
		第2段階					430	390	2,067	62,010				
		第3段階①					430	650	2,327	69,810				
		第3段階②					430	1,360	3,037	91,110				
		第4段階					500	1,680	3,427	102,810				

* 要介護度・介護サービス費負担割合・負担限度額の区分については、介護保険証・介護保険負担割合証・介護保険負担限度額認定証の提出により確認いたします。

(単位:円)

介護老人保健施設 三楽園 利用料一覧【2】

利用料一覧【1】の他に、下記の該当する利用料が加算されます。

令和6年8月1日現在

介護保険一部負担 加算項目		介護保険 1割負担		介護保険 2割負担		介護保険 3割負担	
加算名	サービス内容	1日	30日間	1日	30日間	1日	30日間
短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ	医師または医師の指示を受けた理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が入所の日から起算して3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合であって、かつ、原則として入所時及び1月に1回以上ADL等の評価を行うと共にその評価結果等の情報を厚生労働省に提出し必要に応じてリハビリテーション計画を見直していること	258	実施回数 × 258	516	実施回数 × 516	774	実施回数 × 774
短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ	入所後3ヶ月間、集中的なリハビリテーションを行った場合(1回につき)	200	実施回数 × 200	400	実施回数 × 400	600	実施回数 × 600
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ	①理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が適切に配置されていること ②リハビリを行うに当たり入所者数が理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の数に対して適切であること。 ③入所者が退所する居宅または社会福祉施設等を訪問し把握した生活環境を踏まえたリハビリテーション計画書を作成していること ・入所後3ヶ月間の認知症利用者へ集中的なリハビリテーションを行った場合(1週に3日限度。入所後3月以内に算定)	240	実施回数 × 240	480	実施回数 × 480	720	実施回数 × 720
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ	・認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰの①・②に該当するもの	120	実施回数 × 120	240	実施回数 × 240	360	実施回数 × 360
若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症の利用者を受入れた場合	120	3,600	240	7,200	360	10,800
外泊時費用加算	外泊日の初日と帰園日を含まない日(月6日限度)	362	該当分加算	724	該当分加算	1,086	該当分加算
外泊時サービス利用費用	外泊中に在宅サービスを利用する場合	800	該当分加算	1,600	該当分加算	2,400	該当分加算
ターミナルケア加算(死亡日から遡って請求)	死亡日以前31～45日以下にターミナルケアが行なわれた場合	72	該当分加算	144	該当分加算	216	該当分加算
	死亡日以前4～30日以下にターミナルケアが行なわれた場合	160	該当分加算	320	該当分加算	480	該当分加算
	死亡日前2～3日にターミナルケアが行なわれた場合	910	該当分加算	1,820	該当分加算	2,730	該当分加算
	死亡日にターミナルケアが行われた場合	1,900		3,800		5,700	
初期加算Ⅰ	急性期医療を担う医療機関の一般病床入院後、30日以内に退院し入所された場合	60	900	120	3,600	180	5,400
初期加算Ⅱ	入所した日から起算した30日間	30	900	60	1,800	90	2,700
再入所時栄養連携加算	①厚生労働省が定める特別食が必要な者 ②栄養に関する指導またはカンファレンスに同席し医療機関の管理栄養士と連携して二次入所後の栄養ケア計画を作成(1回限度)	200		400		600	
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	入所前に自宅等を訪問し退所後も含めた計画策定と診療方針の決定	450		900		1,350	
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	入所前に自宅等を訪問し計画策定と診療方針を決定し、生活機能改善目標及び退所後も含めた支援計画を作成した場合	480		960		1,440	
試行的退所時指導加算	退所予定者を試行的に退所させ施設から居宅サービス提供した場合(月6日限度)	400		800		1,200	
退所時情報提供加算Ⅰ	居宅へ退所後の主治医に診療状況の文書を発行(1回限り)	500		1,000		1,500	
退所時情報提供加算Ⅱ	医療機関へ退所後する入所者に対して、退所後の主治医に診療状況の文書を発行(1回限り)	250		500		750	
退所時栄養情報連携加算	管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して当該者の栄養管理に関する情報を提供する。 (厚生労働省が定める特別食を必要とする入所者または低栄養状態にあると医師が判断した入所者に対し1月につき1回限度)	70		140		210	
入・退所前連携加算(Ⅰ)	①入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に居宅介護支援事業者と連携し退所後の居宅サービス等の利用方針を定めている場合 ②入所期間が1月を超えて退所前に、指定居宅介護支援事業所に情報提供した場合	600		1,200		1,800	
入・退所前連携加算(Ⅱ)	入所期間が1月を超えて退所前に、指定居宅介護支援事業所に情報提供した場合	400		800		1,200	
訪問看護指示加算	退所後に訪問看護を利用する際、指示を出した場合	300		600		900	
経口移行加算	経管栄養から経口摂取に移行するための栄養管理(180日間まで)	28	840	56	1,680	84	2,520

経口維持加算(Ⅰ)	著しい誤嚥が認められ特別な管理を行っている場合	400	800	1,200
経口維持加算(Ⅱ)	経口維持加算Ⅰ算定者の食事観察や会議へ歯科医師等が加わり特別な管理を行っている場合	100	200	300
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、口腔ケアを月2回以上行い、入所者に係る口腔ケアについて介護職員に対し具体的な技術助言及び指導を行った場合	90	180	270
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	加算(Ⅰ)の要件に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容を厚労省に提出し、当該情報を口腔衛生の管理に必要な情報を活用している場合	110	220	330
療養食加算	治療のため食事が必要な場合(1日につき3回限度)	6 該当分加算	12 該当分加算	18 該当分加算
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ	利用月過去6ヵ月における退所者数のうち在宅復帰者が3割以上おり、一定期間在宅で生活している場合など(基本型)	51 1,530	102 3,060	153 4,590
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	利用月過去6ヵ月における退所者数のうち在宅復帰者が3割以上おり、一定期間在宅で生活している場合など(強化型)	51 1,530	102 3,060	153 4,590
協力医療機関連携加算(1)	*協力医療機関が①～③の要件を満たす場合 ①入所者の病状が急変した場合等において医師または看護師が相談対応を行う体制を常時確保している場合。 ②施設から診療の求めがあった場合、診療を行う体制を常時確保していること。 ③入所者の病状が急変した場合等において入院が必要と認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。(令和7年度から50単位へ変更:1割負担の場合)	100	200	300
協力医療機関連携加算(2)	それ以外の場合	5	10	15
緊急時施設治療管理	緊急時やむを得ない事情により施設で治療を行った場合(月1回連続して3日限度)	518 該当分加算	1,036 該当分加算	1,554 該当分加算
特定治療	やむを得ない事情により行われた治療・医科点数表により算定	医科点数×10円	医科点数×10円×2	医科点数×10円×3
所定疾患施設療養費Ⅱ	感染症に関する研修を受けた医師により肺炎・尿路感染症・带状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の憎悪の治療を実施した場合(連続して月10日限度)	480 該当分加算	960 該当分加算	1,440 該当分加算
認知症行動心理症状緊急対応加算	認知症の症状悪化により医師が在宅生活困難と判断し緊急入所した場合(連続して月7日限度)	200 該当分加算	400 該当分加算	600 該当分加算
認知症チームケア推進加算Ⅰ	①入所者総数のうち日常生活に対する注意を必要とする認知症の方の占める割合が1/2以上であること ②認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了しているもの又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了し者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対するチームを組んでいること ③対象者に対し個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行いその評価に基づく値を測定し認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施していること ④認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについてカンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直しを行っていること	150	300	450
認知症チームケア推進加算Ⅱ	Iの①・③・④に掲げる基準に適合すること 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること	120	240	360
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	①第二種協定医療機関との間で新興感染症の対応を行う体制を確保していること ②協力医療機関等との間で一般的な感染症の発生時の対応を取り決めると共に発生時に連携し適切に対応していること ③医療機関等が行う定期的な院内感染対策に関する研修または訓練に年1回以上参加していること	10	20	30
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること	5	10	15

リハビリテーション マネジメント計画情 報加算Ⅰ	①口腔衛生管理加算Ⅱ及び栄養マネジメント強化加算を算定していること ②入所者ごとに医師・管理栄養士・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・歯科衛生士・看護職員・介護職員その他の職種の者がリハビリテーション計画の内容等の情報を必要情報、入所者の口腔の健康状態に関する情報及び入所者の栄養状態に関する情報を相互に共有すること ③共有した情報を踏まえリハビリテーション計画書の見直しを行い、見直した内容について関連職種に対し共有していること *リハビリテーションマネジメント計画情報加算Ⅱの要件を満たしていること	53	106	159
リハビリテーション マネジメント計画情 報加算Ⅱ	①医師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等が共同しリハビリテーションの実施計画を入所者又は家族に説明し継続的にリハビリテーションの管理をしている場合 ②入所者ごとのリハビリテーション実施計画の情報を厚労省に提出しリハビリテーションの提供に当たり必要な情報を活用している場合(1月につき)	33	66	99
栄養マネジメント強 化加算	①規程人数の栄養士を配置していること ②低栄養リスクの高い入所者に対し週3回以上の観察を行い、食事の調整を実施している場合 ③リスクの低い入所者の問題にも早期に対応している場合 ④入所者ごとの栄養状態等の情報を厚労省に提出し、栄養管理に必要な情報を活用している場合(1月につき)	11	22	33
褥瘡マネジメント加 算(Ⅰ)	①褥瘡の発生とリスクについて入所時に褥瘡の有無を確認すると共に褥瘡の発生と関連のあるリスクについて入所時に評価し、少なくとも3ヶ月に1回評価すること ②①の確認・評価の結果を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報その他褥瘡管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること ③褥瘡発生リスクのある方に褥瘡ケア計画書(3ヶ月に1回見直し)を作成し実施・記録している場合	3	6	9
褥瘡マネジメント加 算(Ⅱ)	(Ⅰ)の算定要件を満たし、施設入所時の評価の結果、褥瘡の認められた入所者等について当該褥瘡が治癒したこと又は褥瘡発生リスクのある入所者について褥瘡の発生がない場合	13	26	39
排せつ支援加算 (Ⅰ)	①排せつに介護を要する入所者ごとに要介護状態の軽減の見込みについて医師または医師と連携した看護師が評価すると共に少なくとも3か月に1回評価した結果を厚労省に提出し、排せつ支援に当たり情報を活用している場合 ②要介護状態の軽減が見込まれるものについて支援計画を作成し(3ヶ月に1回見直し)支援を継続して実施している場合	10	20	30
排せつ支援加算 (Ⅱ)	①(Ⅰ)の算定要件を満たし、入所時と比較して排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善すると共に悪化がない、または、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合 ②施設入所時に尿道カテーテルが留置されていた者について尿道カテーテルが抜去された場合	15	30	45
排せつ支援加算 (Ⅲ)	①(Ⅰ)の算定要件を満たし、入所時と比較して排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善すると共に悪化がない、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合 ②施設入所時に尿道カテーテルが留置されていた者について尿道カテーテルが抜去された場合	20	40	60
自立支援促進加算	医師が入所時に自立支援に必要な医学的評価を行うととともに3月に1回評価の見直しを行い自立支援に係る支援計画等の策定に参加している場合。支援計画を策定し(3ヶ月に1回見直し)計画に従ったケアを実施している場合。医学的評価の結果等を厚労省に提出し必要な情報を活用している場合	300	600	900
科学的介護推進体 制加算(Ⅰ)	入所者ごとのADL値・栄養状態・口腔機能・認知症の状況その他の心身の状況等に係る基本的な情報を厚労省に提出し(3月に1回)、サービスの提供に当たり必要な情報を活用している場合	40	80	120
科学的介護推進体 制加算(Ⅱ)	(Ⅰ)の要件に加えて疾病の状況や服薬情報を厚労省に提出している場合	60	120	180
安全管理体制加算	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合(入所時に1回限り)	20	40	60

介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善のため基準を満たした場合・介護保険一部負担額に対して算定(R6.5.31まで)	総単位数×3.9%	総単位数×2× 3.9%	総単位数×3× 3.9%
介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等処遇改善のため基準を満たした場合・介護保険一部負担額に対して算定(R6.5.31まで)	総単位数×2.1%	総単位数×2× 2.1%	総単位数×3× 2.1%
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員等処遇改善のため基準を満たした場合・介護保険一部負担額に対して算定(R6.5.31まで)	総単位数×0.8%	総単位数×2× 0.8%	総単位数×3× 0.8%
介護職員等処遇改善加算	介護職員等処遇改善のため基準を満たした場合・介護保険一部負担額に対して算定(R6.6.1～)	総単位数×7.5%	総単位数×2× 7.5%	総単位数×3× 7.5%

(単位:円)

* 要介護度・負担割合・負担限度額の区分については、介護保険証・介護保険負担割合証・介護保険負担限度額認定証の提出により確認いたします。

介護老人保健施設 三楽園 利用料一覧【3】

令和6年8月1日現在

介護保険外利用料		料金
理・美容代	顔剃り	800
	カット	1,800
	カット・顔剃り	2,500
	シャンプー・カット・顔剃り	2,800
	カラー	4,300
	パーマ(カット込)	6,900
家電製品電気代(1台につき)		55
健康管理料(予防接種料等)		実費金額

(単位:円)

* 文書料

項 目	種 類	料金(税込)
入所(退所)証明書	当園規定用紙	1,100
入所(退所)証明書	生命保険会社規定用紙	5,500
各種生命保険診断書	生命保険会社規定用紙(初回)	5,500
各種生命保険診断書	生命保険会社規定用紙(2回目以降)	4,400
他施設入所申請用診断書	正式	4,400
他施設入所申請用診断書	略式	3,300
死亡診断書	役所提出用・生命保険会社提出用(初回)	5,500
死亡診断書	当園規定用紙	4,400
死亡診断書	生命保険会社提出用(2枚目以降)	4,400
成年後見申請診断書・鑑定書	裁判所規定用紙	22,000
各種診断書	当園規定用紙	1,100
各種診断書	当園規定用紙外	5,500
利用料領収書再発行	利用料1ヶ月分	220

(単位:円)

* 文書料は翌月発送予定の利用料請求書に含めて請求致します。

令和6年8月1日現在

実費負担		料金(税込)
その他実費分	当園売店での購入代金	実費金額
	医療機関受診時の一部負担額	実費金額
	希望により購入した代金等(栄養補助食品・新聞代等)	実費金額

* 日用品・クリーニングに関してはアメニティとの契約となります(別紙参照。別途料金が掛かります)

(単位:円)

介護老人保健施設 三楽園 利用料一覧:強化型【1】

令和6年8月1日現在

介護度	居室		負担 限度額	介護保険一部負担額(単価)			介護保険外負担			介護保険 1割負担	介護保険 2割負担	介護保険 3割負担							
				施設 サービス費	夜勤職員配 置加算	サービス 提供体制強化 加算Ⅰ	居住費	特別な 室料	食費	合計 (1日)	合計 (30日間)	合計 (1日)	合計 (30日間)	合計 (1日)	合計 (30日 間)				
要介護1	個室	1 床室	第2段階	788	24	22	550	782	390	2,556	76,680								
			第3段階①				1,370		650	3,636	109,080								
			第3段階②				1,370		1,360	4,346	130,380								
			第4段階				1,728		1,680	5,024	150,720					5,858	175,740	6,692	200,760
	多床室	2 床室	第1段階	871			0	514	300	1,731	51,930								
			第2段階				430		390	2,251	67,530								
			第3段階①				430		650	2,511	75,330								
			第3段階②				430		1,360	3,221	96,630								
		4 床室	第4段階				500	1,680	3,611	108,330	4,528	135,840	5,445	163,350					
			第1段階				0	0	300	1,217	36,510								
			第2段階				430		390	1,737	52,110								
			第3段階①				430		650	1,997	59,910								
			第3段階②				430		1,360	2,707	81,210								
			第4段階				500		1,680	3,097	92,910					4,014	120,420	4,931	147,930
			第1段階				0		300	1,293	38,790								
			第2段階				430		390	1,813	54,390								
第3段階①	430	650	2,073	62,190															
第3段階②	430	1,360	2,783	83,490															
要介護2	個室	1 床室	第2段階	863	24	22	550	782	390	2,631	78,930								
			第3段階①				1,370		650	3,711	111,330								
			第3段階②				1,370		1,360	4,421	132,630								
			第4段階				1,728		1,680	5,099	152,970					6,008	180,240	6,917	207,510
	多床室	2 床室	第1段階	947			0	514	300	1,807	54,210								
			第2段階				430		390	2,327	69,810								
			第3段階①				430		650	2,587	77,610								
			第3段階②				430		1,360	3,297	98,910								
		4 床室	第4段階				500	1,680	3,687	110,610	4,680	140,400	5,673	170,190					
			第1段階				0	0	300	1,293	38,790								
			第2段階				430		390	1,813	54,390								
			第3段階①				430		650	2,073	62,190								
			第3段階②				430		1,360	2,783	83,490								
			第4段階				500		1,680	3,173	95,190					4,166	124,980	5,159	154,770
			第1段階				0		300	1,360	40,800								
			第2段階				430		390	1,880	56,400								
第3段階①	430	650	2,140	64,200															
第3段階②	430	1,360	2,850	85,500															
要介護3	個室	1 床室	第2段階	928	24	22	550	782	390	2,696	80,880								
			第3段階①				1,370		650	3,776	113,280								
			第3段階②				1,370		1,360	4,486	134,580								
			第4段階				1,728		1,680	5,164	154,920					6,138	184,140	7,112	213,360
	多床室	2 床室	第1段階	1,014			0	514	300	1,874	56,220								
			第2段階				430		390	2,394	71,820								
			第3段階①				430		650	2,654	79,620								
			第3段階②				430		1,360	3,364	100,920								
		4 床室	第4段階				500	1,680	3,754	112,620	4,814	144,420	5,874	176,220					
			第1段階				0	0	300	1,360	40,800								
			第2段階				430		390	1,880	56,400								
			第3段階①				430		650	2,140	64,200								
			第3段階②				430		1,360	2,850	85,500								
			第4段階				500		1,680	3,240	97,200					4,300	129,000	5,360	160,800
			第1段階				0		300	1,418	42,540								
			第2段階				430		390	1,938	58,140								
第3段階①	430	650	2,198	65,940															
第3段階②	430	1,360	2,908	87,240															
要介護4	個室	1 床室	第2段階	985	24	22	550	782	390	2,753	82,590								
			第3段階①				1,370		650	3,833	114,990								
			第3段階②				1,370		1,360	4,543	136,290								
			第4段階				1,728		1,680	5,221	156,630					6,252	187,560	7,283	218,490
	多床室	2 床室	第1段階	1,072			0	514	300	1,932	57,960								
			第2段階				430		390	2,452	73,560								
			第3段階①				430		650	2,712	81,360								
			第3段階②				430		1,360	3,422	102,660								
		4 床室	第4段階				500	1,680	3,812	114,360	4,930	147,900	6,048	181,440					
			第1段階				0	0	300	1,418	42,540								
			第2段階				430		390	1,938	58,140								
			第3段階①				430		650	2,198	65,940								
			第3段階②				430		1,360	2,908	87,240								
			第4段階				500		1,680	3,298	98,940					4,416	132,480	5,534	166,020
			第1段階				0		300	1,471	44,130								
			第2段階				430		390	1,991	59,730								
第3段階①	430	650	2,251	67,530															
第3段階②	430	1,360	2,961	88,830															
要介護5	個室	1 床室	第2段階	1,040	24	22	550	782	390	2,808	84,240								
			第3段階①				1,370		650	3,888	116,640								
			第3段階②				1,370		1,360	4,598	137,940								
			第4段階				1,728		1,680	5,276	158,280					6,362	190,860	7,448	223,440
	多床室	2 床室	第1段階	1,125			0	514	300	1,985	59,550								
			第2段階				430		390	2,505	75,150								
			第3段階①				430		650	2,765	82,950								
			第3段階②				430		1,360	3,475	104,250								
		4 床室	第4段階				500	1,680	3,865	115,950	5,036	151,080	6,207	186,210					
			第1段階				0	0	300	1,471	44,130								
			第2段階				430		390	1,991	59,730								
			第3段階①				430		650	2,251	67,530								
			第3段階②				430		1,360	2,961	88,830								
			第4段階				500		1,680	3,351	100,530					4,522	135,660	5,693	170,790

介護老人保健施設 三楽園 利用料一覧【2】

利用料一覧【1】の他に、下記の該当する利用料が加算されます。

令和6年8月1日現在

介護保険一部負担 加算項目		介護保険 1割負担		介護保険 2割負担		介護保険 3割負担	
加算名	サービス内容	1日	30日間	1日	30日間	1日	30日間
短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ	医師または医師の指示を受けた理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が入所の日から起算して3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合であって、かつ、原則として入所時及び1月に1回以上ADL等の評価を行うと共にその評価結果等の情報を厚生労働省に提出し必要に応じてリハビリテーション計画を見直していること	258	実施回数 × 258	516	実施回数 × 516	774	実施回数 × 774
短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ	入所後3ヶ月間、集中的なリハビリテーションを行った場合（1回につき）	200	実施回数 × 200	400	実施回数 × 400	600	実施回数 × 600
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ	①理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が適切に配置されていること ②リハビリを行うに当たり入所者数が理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の数に対して適切であること。 ③入所者が退所する居宅または社会福祉施設等を訪問し把握した生活環境を踏まえたリハビリテーション計画書を作成していること ・入所後3ヶ月間の認知症利用者へ集中的なリハビリテーションを行った場合（1週に3日限度。入所後3月以内に算定）	240	実施回数 × 240	480	実施回数 × 480	720	実施回数 × 720
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ	・認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰの①・②に該当するもの	120	実施回数 × 120	240	実施回数 × 240	360	実施回数 × 360
認知症ケア加算	認知症専門棟の入所者に対してサービスを行った場合	76	2,280	152	4,560	228	6,840
若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症の利用者を受入れた場合	120	3,600	240	7,200	360	10,800
外泊時費用加算	外泊日の初日と帰園日を含まない日（月6日限度）	362	該当分加算	724	該当分加算	1,086	該当分加算
外泊時サービス利用費用	外泊中に在宅サービスを利用する場合	800	該当分加算	1,600	該当分加算	2,400	該当分加算
ターミナルケア加算 （死亡日から遡って請求）	死亡日以前31～45日以下にターミナルケアが行なわれた場合	72	該当分加算	144	該当分加算	216	該当分加算
	死亡日以前4～30日以下にターミナルケアが行なわれた場合	160	該当分加算	320	該当分加算	480	該当分加算
	死亡日前2～3日にターミナルケアが行なわれた場合	910	該当分加算	1,820	該当分加算	2,730	該当分加算
	死亡日にターミナルケアが行われた場合	1,900		3,800		5,700	
初期加算Ⅰ	急性期医療を担う医療機関の一般病床入院後、30日以内に退院し入所された場合	60	900	120	3,600	180	5,400
初期加算Ⅱ	入所した日から起算した30日間	30	900	60	1,800	90	2,700
再入所時栄養連携加算	①厚生労働省が定める特別食が必要な者 ②栄養に関する指導またはカンファレンスに同席し医療機関の管理栄養士と連携して二次入所後の栄養ケア計画を作成（1回限度）		200		400		600
入所前後訪問指導加算Ⅰ	入所前に自宅等を訪問し退所後も含めた計画策定と診療方針の決定		450		900		1,350
入所前後訪問指導加算Ⅱ	入所前に自宅等を訪問し計画策定と診療方針を決定し、生活機能改善目標及び退所後も含めた支援計画を作成した場合		480		960		1,440
試行的退所時指導加算	退所予定者が試行的に退所する際に、退所後の療養上の指導を行った場合（試行的退所月より3月間内、月1回限度）		400		800		1,200
退所時情報提供加算Ⅰ	居宅へ退所後の主治医に診療状況の文書を発行（1回限り）		500		1,000		1,500
退所時情報提供加算Ⅱ	医療機関へ退所後する入所者に対して、退所後の主治医に診療状況の文書を発行（1回限り）		250		500		750
退所時栄養情報連携加算	管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して当該者の栄養管理に関する情報を提供する。 （厚生労働省が定める特別食を必要とする入所者または低栄養状態にあると医師が判断した入所者に対し1月につき1回限度）		70		140		210
入・退所前連携加算（Ⅰ）	①入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に居宅介護支援事業者と連携し退所後の居宅サービス等の利用方針を定めている。 ②入所期間が1月を超えて退所前に、指定居宅介護支援事業所に情報提供した場合		600		1,200		1,800
入・退所前連携加算（Ⅱ）	入所期間が1月を超えて退所前に、指定居宅介護支援事業所に情報提供した場合		400		800		1,200
訪問看護指示加算	退所後に訪問看護を利用する際、指示を出した場合		300		600		900

経口移行加算	経管栄養から経口摂取に移行するための栄養管理(180日間まで)	28	840	56	1,680	84	2,520
経口維持加算(Ⅰ)	著しい誤嚥が認められ特別な管理を行っている場合		400		800		1,200
経口維持加算(Ⅱ)	経口維持加算Ⅰ算定者の食事観察や会議へ歯科医師等が加わり特別な管理を行っている場合		100		200		300
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、口腔ケアを月2回以上行い、入所者に係る口腔ケアについて介護職員に対し具体的な技術助言及び指導を行った場合		90		180		270
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	加算(Ⅰ)の要件に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容を厚労省に提出し、当該情報を口腔衛生の管理に必要な情報を活用している場合		110		220		330
療養食加算	治療のため食事が必要な場合(1日につき3回限度)	6	該当分加算	12	該当分加算	18	該当分加算
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ	利用月過去6ヵ月における退所者数のうち在宅復帰者が3割以上おり、一定期間在宅で生活している場合など(基本型)	51	1,530	102	3,060	153	4,590
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	利用月過去6ヵ月における退所者数のうち在宅復帰者が3割以上おり、一定期間在宅で生活している場合など(強化型)	51	1,530	102	3,060	153	4,590
協力医療機関連携加算(1)	*協力医療機関が①～③の要件を満たす場合 ①入所者の病状が急変した場合等において医師または看護師が相談対応を行う体制を常時確保している場合。 ②施設から診療の求めがあった場合、診療を行う体制を常時確保していること。 ③入所者の病状が急変した場合等において入院が必要と認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。(令和7年度から50単位へ変更:1割負担の場合)		100		200		300
協力医療機関連携加算(2)	それ以外の場合		5		10		15
緊急時施設治療管理	緊急時やむを得ない事情により施設で治療を行った場合(月1回連続して3日限度)	518	該当分加算	1,036	該当分加算	1,554	該当分加算
特定治療	やむを得ない事情により行われた治療・医科点数表により算定		医科点数×10円		医科点数×10円×2		医科点数×10円×3
所定疾患施設療養費Ⅱ	感染症に関する研修を受けた医師により肺炎・尿路感染症・带状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の憎悪の治療を実施した場合(連続して月10日限度)	480	該当分加算	960	該当分加算	1,440	該当分加算
認知症行動心理症状緊急対応加算	認知症の症状悪化により医師が在宅生活困難と判断し緊急入所した場合(連続して月7日限度)	200	該当分加算	400	該当分加算	600	該当分加算
認知症チームケア推進加算Ⅰ	①入所者総数のうち日常生活に対する注意を必要とする認知症の方の占める割合が1/2以上であること ②認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了しているもの又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了し者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対するチームを組んでいること ③対象者に対し個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行いその評価に基づく値を測定し認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施していること ④認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについてカンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直しを行っていること		150		300		450
認知症チームケア推進加算Ⅱ	Ⅰの①・③・④に掲げる基準に適合すること 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること		120		240		360
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	①第二種協定医療機関との間で新興感染症の対応を行う体制を確保していること ②協力医療機関等との間で一般的な感染症の発生時の対応を取り決めると共に発生時に連携し適切に対応していること ③医療機関等が行う定期的な院内感染対策に関する研修または訓練に年1回以上参加していること		10		20		30
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること		5		10		15

リハビリテーションマネジメント計画情報加算Ⅰ	①口腔衛生管理加算Ⅱ及び栄養マネジメント強化加算を算定していること ②入所者ごとに医師・管理栄養士・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・歯科衛生士・看護職員・介護職員その他の職種の者がリハビリテーション計画の内容等の情報をその他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報、入所者の口腔の健康状態に関する情報及び入所者の栄養状態に関する情報を相互に共有すること ③共有した情報を踏まえリハビリテーション計画書の見直しを行い、見直した内容について関連職種に対し共有していること *リハビリテーションマネジメント計画情報加算Ⅱの要件を満たしていること	53	106	159
リハビリテーションマネジメント計画情報加算Ⅱ	①医師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等が共同しリハビリテーションの実施計画を入所者又は家族に説明し継続的にリハビリテーションの管理をしている場合 ②入所者ごとのリハビリテーション実施計画の情報を厚労省に提出しリハビリテーションの提供に当たり必要な情報を活用している場合(1月につき)	33	66	99
栄養マネジメント強化加算	①規程人数の栄養士を配置していること ②低栄養リスクの高い入所者に対し週3回以上の観察を行い、食事の調整を実施している場合 ③リスクの低い入所者の問題にも早期に対応している場合 ④入所者ごとの栄養状態等の情報を厚労省に提出し、栄養管理に必要な情報を活用している場合(1月につき)	11	22	33
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	①褥瘡の発生とリスクについて入所時に褥瘡の有無を確認すると共に褥瘡の発生と関連のあるリスクについて入所時に評価し、少なくとも3ヶ月に1回評価すること ②①の確認・評価の結果を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報その他褥瘡管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること ③褥瘡発生リスクのある方に褥瘡ケア計画書(3ヶ月に1回見直し)を作成し実施・記録している場合	3	6	9
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	(Ⅰ)の算定要件を満たし、施設入所時の評価の結果、褥瘡の認められた入所者等について当該褥瘡が治癒したこと又は褥瘡発生リスクのある入所者について褥瘡の発生がない場合	13	26	39
排せつ支援加算(Ⅰ)	①排せつに介護を要する入所者ごとに要介護状態の軽減の見込みについて医師または医師と連携した看護師が評価すると共に少なくとも3か月に1回評価した結果を厚労省に提出し、排せつ支援に当たり情報を活用している場合 ②要介護状態の軽減が見込まれるものについて支援計画を作成し(3ヶ月に1回見直し)支援を継続して実施している場合	10	20	30
排せつ支援加算(Ⅱ)	①(Ⅰ)の算定要件を満たし、入所時と比較して排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善すると共に悪化がない、または、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合 ②施設入所時に尿道カテーテルが留置されていた者について尿道カテーテルが抜去された場合	15	30	45
排せつ支援加算(Ⅲ)	①(Ⅰ)の算定要件を満たし、入所時と比較して排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善すると共に悪化がない、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合 ②施設入所時に尿道カテーテルが留置されていた者について尿道カテーテルが抜去された場合	20	40	60
自立支援促進加算	医師が入所時に自立支援に必要な医学的評価を行うとともに3月に1回評価の見直しを行い自立支援に係る支援計画等の策定に参加している場合。支援計画を策定し(3ヶ月に1回見直し)計画に従ったケアを実施している場合。医学的評価の結果等を厚労省に提出し必要な情報を活用している場合	300	600	900
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	入所者ごとのADL値・栄養状態・口腔機能・認知症の状況その他の心身の状況等に係る基本的な情報を厚労省に提出し(3月に1回)、サービスの提供に当たり必要な情報を活用している場合	40	80	120
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	(Ⅰ)の要件に加えて疾病の状況や服薬情報を厚労省に提出している場合	60	120	180
安全管理体制加算	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合(入所時に1回限り)	20	40	60

介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善のため基準を満たした場合・介護保険一部負担額に対して算定(R6.5.31まで)	総単位数×3.9%	総単位数×2×3.9%	総単位数×3×3.9%
介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等処遇改善のため基準を満たした場合・介護保険一部負担額に対して算定(R6.5.31まで)	総単位数×2.1%	総単位数×2×2.1%	総単位数×3×2.1%
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員等処遇改善のため基準を満たした場合・介護保険一部負担額に対して算定(R6.5.31まで)	総単位数×0.8%	総単位数×2×0.8%	総単位数×3×0.8%
介護職員等処遇改善加算	介護職員等処遇改善のため基準を満たした場合・介護保険一部負担額に対して算定(R6.6.1～)	総単位数×7.5%	総単位数×2×7.5%	総単位数×3×7.5%

* 要介護度・負担割合・負担限度額の区分については、介護保険証・介護保険負担割合証・介護保険負担限度額認定証の提出により（単位:円）確認いたします。

介護老人保健施設 三楽園 利用料一覧【3】

令和6年8月1日現在

介護保険外利用料		料金
理美容代	顔剃り	800
	カット	1,800
	カット・顔剃り	2,500
	シャンプー・カット・顔剃り	2,800
	カラー	4,300
	パーマ(カット込)	6,900
家電製品電気代(1台につき)		55

* 文書料

項 目	種 類	料金(税込)
入所(退所)証明書	当園規定用紙	1,100
入所(退所)証明書	生命保険会社規定用紙	5,500
各種生命保険診断書	生命保険会社規定用紙(初回)	5,500
各種生命保険診断書	生命保険会社規定用紙(2回目以降)	4,400
他施設入所申請用診断書	正式	4,400
他施設入所申請用診断書	略式	3,300
死亡診断書	役所提出用・生命保険会社提出用(初回)	5,500
死亡診断書	当園規定用紙	4,400
死亡診断書	生命保険会社提出用(2枚目以降)	4,400
成年後見申請診断書・鑑定書	裁判所規定用紙	22,000
各種診断書	当園規定用紙	1,100
各種診断書	当園規定用紙外	5,500
利用料領収書再発行	利用料1ヶ月分	220

(単位:円)

* 文書料は翌月発送予定の利用料請求書に含めて請求致します。

令和6年8月1日現在

実費負担		料金(税込)
その他実費分	当園売店での購入代金	実費金額
	医療機関受診時の一部負担額	実費金額
	希望により購入した代金等(栄養補助食品・新聞代等)	実費金額

(単位:円)

* 日用品・クリーニングに関してはアメニティとの契約となります(別紙参照。別途料金が掛かります)

